

給水中止の手続きについて

水道のご使用を中止（閉栓）されるときは、給水使用中止届を提出して頂く必要がございます。水道部の窓口でお手続きください。

※ 遠方など、窓口へ来られない場合は郵送でも受付いたしますが、その場合は必ず水道部まで事前に連絡をお願いいたします。

給水使用中止届の記入要領

【使用者本人が届け出される場合】

- 記入日
- 使用者
 - ・ 住所（郵便物が届く住所、引越しの場合は新住所）
 - ・ 給水場所（水道の給水を中止される住所）
 - ・ 氏名
 - ・ 連絡先（日中に連絡がとれる電話番号）
- 給水中止日（閉栓希望日、土日祝日を除く）
- 料金精算方法（どちらかに)
 - ・ 納付書送付先
使用者住所と送付先が同じ場合は「上記のとおり」へ、違う場合は住所・氏名を記入
- 届出人欄の使用者と同じにを記入

【代理の方が届け出される場合】

- 届出人欄の住所・氏名・連絡先を記入

水道料金の請求について

水道料金の請求は通常、検針月の翌月に行っております。

検針は隔月に行っているため、お手続きの関係で精算分のご請求が給水中止後、2か月先になる場合がありますので予めご了承ください。

尚、精算分までの一括請求をご希望の方は、水道部へご相談ください。

中止手続きがなければ、水道をお使いになられていない場合でも水道料金（基本料金＋メーター使用料）が発生しますので、ご使用中止日が決まれば早めの届け出をお願いいたします。

**※窓口での手続きの際は運転免許証等により申請者の本人確認をさせていただきます。
また、郵送での手続きの場合は申請者の運転免許証等のコピーを合わせて送付してください。**

〒642-8501
和歌山県海南市日方1289番地26
海南市水道部
営業時間 平日8:30～17:15
TEL (073)483-8750
FAX (073)483-8752

様式第7号(第10条関係)

課		課長補佐		係		係	
長	記入例						

〇〇年〇〇月〇〇日

給水使用中止届

この度水道の給水を中止したいので、届出いたします。

海南市水道事業管理者
海南市長 様

お客様番号

使用者	住所	※郵便物が届く住所	
	給水場所	海南市	※水を使用されていた住所
	氏名	水道 太郎	
	連絡先	() -	※連絡がとれる電話番号
給水中止日		〇〇年〇〇月〇〇日	
料金精算方法		<input type="checkbox"/> 口座振替	<input type="checkbox"/> 納付書
納付書送付先		<input type="checkbox"/> 上記のとおり	
上記と違う場合	住所	いずれかに「レ」、 又は記入	
	氏名		

届出人	住所	海南市日方1289番地26	
	氏名	水道 花子	
	連絡先	(073) 483-8750	

メーター	<input type="checkbox"/> メーター外し	<input type="checkbox"/> 指針確認	<input type="checkbox"/> 止水栓止め
口径	指針	m ³	検満年月 年 月

代理の方が届け出
の場合に記入

代理の方が届け出の場合に記入
